

## 令和7年度「ここ滋賀」観光誘客機能強化事業業務委託仕様書

### 1 目的

旅行商品の販売促進施策を実施することで、「ここ滋賀」から滋賀への誘客の強化を図る。

### 2 業務内容

「ここ滋賀」やイベントへの来訪者の滋賀への旅行を後押しするため、来訪者のニーズや、県の施策に沿った滋賀への誘客促進施策「ここ滋賀旅行割」を実施する。

#### (1) 「ここ滋賀旅行割」の運営

- ・滋賀方面の旅行商品の付加価値を高めるため、旅行代金等が割引される制度「ここ滋賀旅行割」を運営する。(イメージは別図のとおり。)

##### ・対象者

全国の方のうち、次の①②のいずれかで申し込んだ旅行者

①本契約を受託した旅行代理店を通しての申込（以下、「旅行代理店申込」という。）

②宿泊施設への直接申込（以下、「直接申込」という。）

##### ・対象期間

申込：契約締結後の早い時期から令和8年(2026年)3月20日

宿泊：「ここ滋賀旅行割」の運営準備が整った日から令和8年(2026年)3月31日

ただし、予算が上限に達した時点で終了する。

##### ・割引対象

旅行代理店申込：旅行代理店に支払う【旅行代金】（旅行代理店が手配を請け負う宿泊代および新幹線代）

直接申込：各宿泊施設へ支払う【宿泊代金】（宿泊日に支払う追加料金は含まない）

##### ・割引金額

滋賀県として地域振興に取り組んでいる長浜市、高島市または米原市（以下「北部3市」という。）での宿泊を含む旅行と、北部3市以外の県内市町での宿泊の旅行とで割引金額に差をつける。

#### 【旅行代理店申込の場合】

- ・北部3市での宿泊を含む旅行の場合：

| 1名あたりの【旅行代金】 | 割引金額    |
|--------------|---------|
| 30,000円以上    | 6,000円  |
| 50,000円以上    | 10,000円 |
| 70,000円以上    | 14,000円 |

- ・北部3市以外の市町で宿泊をされる旅行の場合：

| 1名あたりの【旅行代金】 | 割引金額   | + | ここ滋賀1階マーケット<br>商品券1,000円分 |
|--------------|--------|---|---------------------------|
| 30,000円以上    | 3,000円 |   |                           |
| 50,000円以上    | 5,000円 |   |                           |
| 70,000円以上    | 7,000円 |   |                           |

#### 【直接申込】

- ・北部3市で宿泊をされる旅行の場合：

| 1名あたり・宿泊施設あたりの【宿泊代金】 | 割引金額    |
|----------------------|---------|
| 10,000円以上            | 2,000円  |
| 30,000円以上            | 6,000円  |
| 50,000円以上            | 10,000円 |

- ・北部3市以外の市町で宿泊をされる旅行の場合：

| 1名あたり・宿泊施設あたりの【宿泊代金】 | 割引金額   |
|----------------------|--------|
| 10,000円以上            | 1,000円 |
| 30,000円以上            | 3,000円 |
| 50,000円以上            | 5,000円 |

#### ・対象の宿泊施設

旅行代理店申込：本契約を受託した旅行代理店が提携している滋賀県内の施設

直接申込：滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合に加盟する施設のうち、制度への参加表明をした施設（以下、「参加施設」という。）

### (2) 「ここ滋賀旅行割」事務局の設置および運営

- ・(1)の窓口となる「ここ滋賀旅行割」事務局（以下、「事務局」という。）を設置する。
- ・次の資料等を作成する。
  - ア 旅行者向け：「ここ滋賀旅行割」PRチラシ
  - イ 参加施設向け：予約連絡フォーム
- ・「ここ滋賀旅行割」について、1媒体以上で広報する。
- ・割引および商品券代は事業費のうち2,400千円以上とし、その経過を県へ報告できるよう管理する。
- ・旅行代理店申込について、適切に対応する。
- ・直接申込について、参加施設から提出された報告兼請求書を基に適切に支払い手続き等をする。
- ・旅行者、参加施設および滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合からの問合せに適切に対応する。
- ・毎月、参加施設のうち2～3施設程度を対象に不正利用の有無について調査し、結果を随時県へ報告する。

### 3 成果物の提出

成果物として以下のものを、1部ずつ県に提出すること。なお、その他必要な資料等については、県と協議の上、必要な部数を提出すること。

- ・ 年間実績報告書
- ・ 「ここ滋賀旅行割」PR チラシ
- ・ その他作成物

#### 4 留意事項

委託業務の実施にあたっては、次の事項に留意すること。

- ・ 受託者は、業務全体を管理統括する者、県と連絡調整を行う者、その他業務をサポートするのに必要な体制を構築しなければならない。
- ・ 受託者は、本委託業務の着手前に全体の方針等についてあらかじめ県の承諾を受けなければならない。
- ・ 受託者は、誘客促進施策の実施にあたっては、各種法令を遵守する。
- ・ 受託者は、県、「ここ滋賀」運営事業者および滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合と十分な調整を行うとともに、県内観光協会や観光施設、公益社団法人びわこビジターズビューロー等との連携を図り、本委託業務の内容に疑義が生じた場合は速やかに報告し、監督職員の指示を受け、それに従わなければならない。
- ・ 当事業において新たに作成された成果物に関する著作権は、県が引き渡しを受けたときに無償譲渡されるものとし、県や県が認める団体等が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。
- ・ 受託者は、本委託業務に係る経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、本委託業務が終了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。
- ・ 個人情報の取扱いについては、各種法令遵守を徹底するとともに、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- ・ 受託者は、本委託業務に関する十分な知識、理解および経験のある複数のスタッフを確保の上、委託条件を遵守し事業を遂行するものとする。
- ・ 受託者は、本委託業務の実施に際して、県と受託者の間で打合せを行った際は、打合せ記録を作成し、速やかに提出すること。受託者は、打合せ結果を元に、本委託業務に誠実に反映させることとする。
- ・ 本仕様書および契約書に定めのない事項に関して疑義が発生した場合は、関係者間において別途協議の上定めるものとし、事業目的を到達するために必要と認められる事項には、双方協議の上、受託者の負担で実施する。

# 令和7年度「ここ滋賀旅行割」の仕組み

【宿代】 1泊目10,000円  
【宿代】 2泊目30,000円  
【新幹線代】 30,000円 } 【旅行代金】  
計70,000円の旅行の場合

→ 旅行代理店申込 : 【旅行代金】から割引  
→ 直接申込 : 各日の【宿代】から割引

| ■旅行代理店申込        |         |        | ■直接申込         |         |        |
|-----------------|---------|--------|---------------|---------|--------|
| 1名あたり<br>【旅行代金】 | 助成金額    |        | 1名あたり<br>【宿代】 | 助成金額    |        |
|                 | 3市      | 3市以外   |               | 3市      | 3市以外   |
| 30,000円～        | 6,000円  | 3,000円 | 10,000円～      | 2,000円  | 1,000円 |
| 50,000円～        | 10,000円 | 5,000円 | 30,000円～      | 6,000円  | 3,000円 |
| 70,000円～        | 14,000円 | 7,000円 | 50,000円～      | 10,000円 | 5,000円 |

